

学校図書館は新学習指導要領で何を望まれているか

中学校新教育課程説明会の資料から

家 城 清 美

はじめに

学習指導要領の改訂にともない、平成21年（2009）より、学習指導要領の総則や道徳、総合的な学習の時間、特別活動のように直ちに実施可能なものから、新しい学習指導要領の規定が先行実施され、平成23年（2011）までに移行されて、平成24年（2012）以降は新教育課程が完全実施される。文科学省は、各教育委員会を通じてこの改訂を周知徹底させるための説明会を昨年実施した。筆者は2008年8月に京都府教育委員会が実施した平成20年度中学校教育課程京都府説明会に参加した。中学校の学習指導要領の改訂についての趣旨の説明と新教育課程の編成及び移行措置の実施に向けての各教科、道徳、総合的な学習の時間並び特別活動の説明会のうち、総合的な学習の時間の部会に出席した。新学習指導要領の概要と総合的な学習の時間及び総合的な学習の時間と学校図書館の関係を、当日配布された中学校学習指導要領総合的な学習の時間編の解説書をもとに報告する。

1 新学習指導要領の特徴

1. 1 学習指導要領の改定までの経緯と特徴

平成17年2月、文部科学大臣の要請により、学習指導要領の見直しが着手された。この背景には、OECD が実施した PISA の調査結果による学力の低下、いわゆる PISA ショックに負うところが大きく、これを機に学力が再考された。平成18年12月教育基本法改正、さらに平成19年6月学校教育法改正を経、平成19年11月中央教育審議会教育課程部会が審議をまとめ、平成20年1月17日中央教育審議会の答申を発表した。これを受けて、平成20年2月15日幼稚園、小・中学校学習指導要領等（文部科学省告示）改定案を公表し

た。平成20年3月28日、文部科学省は 幼稚園、小・中学校学習指導要領の改訂を、6月13日には、それらの学習指導要領の移行措置に関する告示等を公示した。

今回の学習指導要領の改訂の特徴はどのようなものか。昭和33～35年の改訂は、教育課程の基準としての性格を明確にし、道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上を目標に掲げ、系統的な学習を重視した。昭和43～45年の改訂では教育内容の現代化を図り、算数における集合などが導入された。昭和52～53年の改定では方針を転換し、ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化を図られ以降、ゆとり路線を歩む。平成元年の改訂では、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間性の育成を目指し、小学校における生活科が新設された。平成10～11年の改訂では、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を目指し、総合的な学習の時間が創設された。平成15年には、学習指導要領の一部改正が実施された。文部科学省の説明では、昭和52年の改訂の路線を継承しているとするものの、今回の改訂では授業時間数が30年ぶりに増加する。

2 新学習指導要領の理念と関連法

教育内容全般におけるの改善事項をまとめると、言語活動の充実が小学校、中学校であげられている。中学校では、言語を知的活動やコミュニケーションの感性・情緒の基盤ととらえ、各教科の指導要領の中でも具体例を示し言語活動の充実への対応があげられている。他には、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育の充実などがあげられている。また、現行の学習指導要領の理念は「生きる力」をはぐくむことであるが、この定義が漠然としていた。新しい学習指導要領では、「生きる力」は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、①自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力などと定義された。また、情報基盤社会の時代において、この力をはぐくむことが

ますます重要とされた。教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定された。これらが法令上認められることになった。

2. 1 教育基本法（平成18年法律第120号）

平成18年改正された教育基本法の教育の目的の第2条で、教育の目的を達成するため、具体的な教育内容を挙げている。それは、1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。この5項目に沿って第5条に義務教育の目的が記されている。

2. 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）

教育基本法第5条と関連して、学校教育法第30条の②で義務教育について明記されている。つまり、②では、教育の理念として、1) 基礎的な知識及び技能を習得させる。2) 習得した基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ。3) 主体的に学習に取り組む態度＝学習意欲を養うことに重点をおくことが記され、教育の理念が掲げられている。これら明記された教育理念を踏まえ、明確にされた生きる力を育成し、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するために授業時間数を増加した新学習指導要領に改訂された。さらに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも盛り込まれている。

3 新学習要領の概要

3. 1 現行の学習指導要領下での課題

総合的な学習の時間は、平成8年7月の中央審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）において創設が提言され、平成10年の学習指導要領の改訂において創設された。平成14年の学習指導要領全面実施以降、総合的な学習の時間の成果は、一部で見られたものの、1) 生きる力の意味や必要性について、十分な理解がなされなかった。2) 子どもの自主性つまり自ら考えるということを尊重するあまり、教師が指導を躊躇する状況があった。3) 各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探求学習との間の段階的なつながりが乏しくなっている。4) 各教科において、知識・技能の習得とともに、観察、レポート、論述といった、知識・技能を活用する学習活動をおこなうためには、現在の授業時数では十分ではない。5) 豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分でなかったことで、現行の学習指導要領の実施にあたって、総合的な学習の時間の目標や内容が明確に設定されていなかったり、適切な指導がおこなわれず、教育効果が十分上がっていないなどと指摘されてきていた。また、特定教科の補充学習がおこなわれたり、運動会の準備などと混同された実践がおこなわれる例も見られ、総合的な学習の時間の取組に関して、学校間に格差が生じていた。

このような中、平成15年10月の中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善について」（答申）を受け、同年12月に学習指導要領の一部が改訂された。具体的な見直しとしては、1) 教科で育成した知識・技能を生かしもので、総合的な学習の時間の趣旨、目的に合うよう指導計画が組織的に作成されているか。2) 全職員が係わり、推進している中核組織があり、外部の力を活かしていけるような組織体制になっているか。3) 探求的な学習をおこなえる指導体制になっているかであった。

3. 2 新学習指導要領の理念を反映した具体策

現学習指導要領の課題を踏まえ、1) 教育基本法改正等で明確になった教

育の理念の下、「生きる力」を育成する。2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するために授業時数を増加する。3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することを学習指導要領改訂の基本的な考えとした。これらの考え方は、社会の変化、子どもの状況が反映されている。特に、2) の知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視することについては、学習活動のイメージがしやすいようそれぞれ例をあげて説明している。それらの例として、1) 体験から感じ取ったことを表現するでは、日常生活や体験的な学習活動の中で感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する。2) 事実を正確に理解し伝達するでは、身近な動植物の観察や地域の公共施設等の結果を記述・報告する。3) 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりするでは、需要・供給などの概念で価格の変動をとらえて生産活動や消費活動に生かす。または、衣食住や健康・安全に関する知識を活用して自分の生活を管理する。4) 情報を分析・評価し、論述するでは、学習や生活上の課題について、事柄を比較する、分析する、関連付けるなど考えるための技法を活用し、課題を整理する。文章や資料を読んだ上で、自分の知識や経験に照らし合わせて、自分なりの考えをまとめて、A4・1枚(1000字)程度といった条件の中で表現する。自国や他国の歴史・文化・社会などについて調べ、分析したことを論述する。といった例があげられている。5) 課題について、構想を立て実践し、評価・改善するでは、理科の調査研究において、仮説を立てて、観察・実験をおこない、その結果を整理し、考察し、まとめ、表現したり改善したりする。芸術表現やものづくりなどにおいて、構想を練り、創作活動をおこない、その結果を評価し、工夫・改善する。6) 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させるでは、予想や仮説の検証方法を考察する場面で、予想や仮説と検証方法を討論しながら深め合う。将来の予測に関する問題などにおいて、問答やディベートの形式を用いて議論を深め、より高次の解決策に至る経験をさせると記され、思考力・判断力・表現力などをはぐくむ教育は各教科と関連づけられていることがうかがえる。

4 総合的な学習の時間の概要—解説書より

教科全般の具体策をみてきたが、ここでは総合的な学習の時間を取り上げる。総合的な学習は、総則から新たに章立てられ、教科課程となった。今回の改訂においては、総合的な学習の時間を「横断的・総合的な学習」に加えて「探求的な学習」⁽¹⁾とすること、この時間において「協同的」な態度を育てることをこれまで以上に明確にした。異年齢集団や地域の人々との協力を得ること、他者のとのかかわりの中で意見を交流し協同することを学ぶこと。多様な考えを知り視野を広げられるグループ学習の形態をとることも示されている。

総合的な学習の時間では、今回の解説書が初代になる。各教科の解説書の構成は1～4章から構成されているのに比べて、総合的な学習の時間の解説書は1～9章で構成されている。1～4章では文言を基にした解説をし、5章以降はその文言の解説をしている。5章では、総合的な学習の時間の核となる指導計画の作成について説明し、6～9章でさらに詳しく述べ、総合的な学習の時間の見直し点を上げ、不備であった指導計画やこの時間を支える体制の見直しなどにも触れ、教科として総合的な学習の時間が有意義に実施されるように詳細に解説している。また、解説書には「探求的な学習」「協同的」の文言が加わった。

この解説書を読み進めていくと、「育てようとする資質や能力及び態度」という言葉が繰り返し使われている。この教科での目標とこの育てようとする資質や態度及び能力のための指導計画、学習内容と学習課題について、多くのページを割り当てていることがわかる。

4. 1 総合的な学習の時間の特性

総合的な学習の時間は重要であり、他の教科との学習内容の違いが明確になった。教科では知識・技能の定着や習得を図るものとし、総合的な学習の時間は実社会・実生活の中で探求をおこなうものと規定した。このため、何でも総合的な学習の時間に盛り込まれていたものを、技能の習得などは教科で習得し、総合的な学習の時間には、生徒の実生活に沿った身近な課題やテー

マについて探求するとした。先に思考力・判断力・表現力に関して教科との関連付けについて紹介したが、このような探究型の学習に必要な基礎的な技能は教科で習得させるとしているので、総合的な学習の時間の授業時間は縮減されたが、これは総合的な学習の時間の学習内容の質を高めるもので、教科として軽視しているのではないと説明している。

この学習の目的は1) 横断的・総合的な学習や探求的な学習を前提として、2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、3) 学び方やものの考え方を身に付け、4) 問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、5) 自己の生き方を考えることができるようにすることを目指すことである。受動的な学びから主体的に物事にに関わり、判断し、自分の取るべき態度を決定できる社会性のある資質や態度・能力を持った人間に育てることが目的であり、この5つ目的を含んだものを総合的な学習の時間での学習内容として定め、それを十分に遂行するための指導計画を練ることの重要性が説かれている。

4. 2 総合的な学習の時間の指導計画の作成と具体的内容及び留意点

指導計画に作成に当たっては、配慮するものが9項目あるとしている。それらは次に示すように、1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動と関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。その際、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること。2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動をおこなうこと。3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習

活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などをおこなうこと。6) 各教科、道徳及び特別活動で見に付けた知識や技能などを相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。7) 各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、適切な学習活動をおこなうこと。8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。9) 道徳の時間などと連携を考慮しながら、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすることとしている。

4. 3 学習内容の留意点と学習課題

学習内容の取扱いについては、配慮するものとして、1) 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導をおこなうこと。2) 問題の解決や探求活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動がおこなわれるようにすること。3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。4) 体験活動については、各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫をおこなうこと。6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体などの各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫をおこなうこと。7) 職業や自己の将来に関する学習をおこなう際には、問題の解決や探求活動に取りくむことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動がおこなわれるようにすることがあげられている。

学習課題は、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく、生徒にとって身近な課題、地域や学校の

特色に応じた課題、職業や自己の将来にかかわるもので、横断的・総合的な学習の性格をもち、探求的に学習することがふさわしく、そこでの学習や気付きが自己の生き方を考えることに結びついていくような、教育的に価値のある諸課題を設定することを求めている。

4. 4 総合的な学習と特別活動、道徳教育の違い

今回の学習指導要領の改訂では、道徳教育を明確化し、特別活動と総合的な学習の時間の違いも明確にした。これによって、総合的な学習の時間は特別活動などと連携する学習活動であっても、総合的な学習の時間として適切な学習を明示することによって、特別活動の全部が総合的な学習の時間の学習活動にならないこと、また総合的な学習の時間を他の学習に安易に流用しないことが示された。例えば一部に修学旅行や体育祭などの集団行事の実施に総合的な学習の時間が用いられてきた経緯があるが、総合的な学習の時間は、探求的な学習と位置付けし、探求的な学習であるには、次のような学習過程を踏まなければならないとしている。1) 課題の設定。2) 情報(=判断や意思決定、行動を左右するすべての事柄)の収集。3) 整理・分析収集した情報を整理したり、分析したりして思考する。4) まとめ・表現 気付きや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する学習過程が総合的な学習の時間を利用しておこなってもよい範疇であるとしている。

特別活動との関連を意識し、適切に体験活動を位置付けるための例として、修学旅行と関連を図る場合の総合的な学習の時間の内容は、1) 事前に知りたいことや疑問に思うことなどを絞り込んで生徒が課題を作ること。2) 課題について事前に十分な調査をおこなうこと、3) 現地での学習活動の計画を生徒が立てること。4) その上で、現地では見学やインタビューの機会を設けるなど生徒の自主的な学習活動を保障すること。5) 事後は、解決できた部分の結果を互いに交流し合い自分の考えを深めることなどを内容として示し、一連の学習活動が探求的な学習となっていることが必要であるとしている。修学旅行の全工程が総合的な学習の範疇に入るわけではないことを明らかにしている。

4. 5 総合的な学習の時間における情報活用の意義

総合的な学習の時間で、望ましい資質や能力及び態度を育成するためには、問題の解決や探究活動の過程を質的に高めていくことを心がけなければならないとしている。情報の定義は先ほども触れたが、広義のもので「判断や意思決定、行動を左右するすべての事柄」としている。問題の解決や探究活動の過程では、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたりすることが大切であると、特に分析を重視している。インターネット情報の意味がよくわからないままコピー&ペーストしたりするのではなく、集めた情報を共通点と相違点に分けて分類することや、時間軸に沿って並べること、原因と結果に分けること、変化や結果を予測すること、現実社会の事象に当てはめ、多面的・多角的に分析したりするという自ら考え、判断する活動が重要であるとしている。このように自らの行動や判断を決定するものとしての情報それ自体と、さらに得た情報を共有することによって生まれる重要性に言及している。探求的な学習活動は単独でおこなうのではなく、学級全体や他の学級あるいは学校全体、地域の人々、専門家など、また価値を共有する仲間だけでなく異なる立場の人々と協同して問題を解決する学習活動をおこなうことが、多様な他者との協同で様々な考えや意見、情報をたくさん入手できるとしている。その後の学習活動を推進していく上では重要な要素であるともしている。学習形態としてはグループ学習に触れている。グループ学習での協同学習・共同作業では、互いにコミュニケーションをすることが不可欠であり、コミュニケーションを通じての人間関係を形成することが重要であり、互いに獲得した情報を共有し合うことで、単独学習より、より多様な情報を得ることができるとしている。また、分析したことを論理的な文章やレポートに書き表したり、スピーチや説明をすることで情報をさらに共有できること。それまでの学習活動を振り返り、体験したことや収集した情報と既存の知識を関連させ、自分の考えとして整理し、参加者全員の前でおこなうプレゼンテーションや目の前の相手に個別におこなうポスターセッション、演劇などで報告することで、参加者全員が情報を共有する場面をつくりだすことが紹介されている。

5 探究的な学習としての過程—学習指導の基本理念

このような情報を共有できるような学習の教材に関しては、生徒を取り巻く身近な問題にあり、具体的な体験による二次情報より、日常生活や社会に存在する事象に直接触れたり、実物に触れたり、実際におこなったりする直接体験活動を優先している。

総合的な学習の時間の学習指導のポイントとしては、改訂の趣旨を実現するため、総合的な学習の時間を「横断的・総合的な学習」に加えて「探究的な学習」とすることで、ポイントとして、2点をあげている。

5. 1 探究型の学習過程

学習過程を探究的にするためには、学習過程が4. 4に記したように、

- ①【課題の設定】体験的な活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ②【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する
- ④【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

この大よその流れになる。この過程は、いつも①～④の順で繰り返されるわけではなく、順番が前後することもあるし、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時におこなわれる場合もあるが、この過程を何度も繰り返すことによって、学習の質が高まるとしている。

探究的な学習を具現するとき、このような流れをとることを教師が理解していることで、教師の指導性を発揮することができるとしている。ここでいう情報とは、4-5にあるように判断や意思決定、行動を左右するすべての事柄を指し、広くとらえている。この情報は言語や数字など記号化されたものや、具体物とのかかわりや体験活動など事象と直接かかわることによって得ることができるとしている。

5. 2 探求型の学習過程における情報の収集

探求型の学習過程における情報の収集では次のように記されている。

5. 2. 1 自覚的な情報収集

課題意識や設定した課題を基に、生徒は、観察、実験、見学、調査、探索、追体験などをおこなう。学習活動の中で、生徒は課題の解決に必要な情報を収集するが、目標や目的を理解せず、むやみに情報を収集することを無自覚の情報収集としている。学習の目的を明確にし、自覚的に客観的な判断ができるような情報を収集することが望まれるとしている。

5. 2. 2 収集した情報の整理・分析方法

収集した情報を適切な方法で蓄積し、情報をデジタル化し、蓄積することが大切である。その情報がその後の探求活動を深める役割を果たすとしている。収集した情報については、必要事項を記載し、個別あるいはグループでポートフォリオやファイルボックス、コンピュータのフォルダなどに蓄積していく。蓄積することが難しい体験活動を行った時の感覚、その時の思い出なども貴重なものであり、その後の課題解決に生かしたい情報であるので、作文などで言語化して、情報を活用できる形で蓄積することも必要であるとしている。こうした情報の収集場面では、各教科で身に付けた知識や技能を発揮することで、より多くの情報、より確かな情報が収集できる例として、国語科で習得した聞き取る能力を、社会科で身に付けた地域調査の視点や方法を生かすことで、たくさんの情報を必要に応じて収集することも考えられるとしている。

5. 2. 3 収集した情報の整理・分析

生徒は学習活動によって収集した情報を比較したり、つながりのない個別的な情報を分類することで関連性を見出したり、多面的・多角的な視点で分析したりする。この過程で、生徒は活発な思考する。

5. 2. 4 情報のまとめ・表現

情報の整理・分析を行った後、それを他者に伝えたり、自分自身の考えとしてまとめたりする学習活動をおこなう。そうすることで、それぞれの生徒の既存の経験や知識と、学習活動により整理・分析された情報とがつながり、一人一人の生徒の考えが明らかになることで、課題がより一層鮮明になる場合や、新たな課題が生まれる場合がある。このことが学習として質的に高まっていくことであり、表面的でない深まりのある探求活動を実現することにつながる。事例として、調査結果をレポートや新聞、ポスターにまとめたり、プレゼンテーションとして発表することをあげている。調査結果のまとめや表現が、文章表現に絵画や音楽を使う場合総合表現の場合、国語科、音楽科、美術科、技術・家庭科などの教科で身に付けた力が発揮されるとしている。

6 総合的な学習の時間を支える体制

ここでは、資料・施設・設備、校内体制、総合的な学習の時間の支援体制と校内推進委員会をとりあげる。

6. 1 資料・施設・設備

解説書には指導体制の一つとして、学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体などの各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫をおこなうことが記されている。総合的な学習の時間における問題の解決や探求活動の過程では、様々な事象について調べたり探したりする学習活動がおこなわれるために、豊富な資料や情報が必要となる。学校図書館やコンピュータ室の図書や資料を充実させ、コンピュータなどの情報機器やネットワークを整備することが望まれている。最新の図書や資料、新聞やパンフレットなどを学年の学習内容に合わせて使いやすいうように整理、展示したり、関連する映像教材やデジタルコンテンツを揃えていつでも利用できるようにしたりしておくことによって、調査活動が効果的におこなえるようになり、学習を充実させることができる。また、インターネットで必要なものが効率的に調べられるよ

うに、学習活動と関連するサイトをあらかじめ登録したページを作って、図書館やコンピュータ室などで利用できるようにしておくことも望まれている。

6. 2 校内体制—運用体制

総合的な学習の時間の実施のためには、1) 運営委員会における校内の連絡調整と支援体制の確立、2) カリキュラム管理室を拠点とした情報の集積と活用、3) 地域教育力の人材バンクへの登録と効果的運用、4) ティーム・ティーチングの日常化、5) ワークショップ研修の重視、6) 担任外の教職員による支援体制の樹立、7) メディアセンターとしての余裕教室の整備・充実などをあげている。特に総合的な学習の時間では、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が展開されるため、全体計画や年間指導計画の作成、教材開発に当たって、教師の特性や教科などの専門性を生かした全教職員の共同的な取り組みが求められるとし、課題に関して専門的な知識をもつ教師などが指導計画の作成や指導方法の検討に積極的に参加し、専門的な知見やアイデアを出し合う場を設けることの有効性を示している。

特に総合的な学習の時間では、生徒の問題の解決や探究活動の広がりや深まりによって、複数の教師による指導や校外の支援者との協力的な指導が必要になるので、総合的な学習の時間を指導する教師を支える運営体制を整える必要があるとしている。既存の校務分掌組織を活用または参考にし、体制を組織する必要があるとし、全校的な取り組みをおこなうように促している。

6. 2. 1 総合的な学習の時間の支援体制

総合的な学習の円滑な運用のために、既存の校務分掌を生かす観点からの以下のように役割分担を記している。

- (ア) 教頭：運営体制の整備、校外の支援者、支援団体との交渉
- (イ) 教務主任：各種計画の作成と評価、時間割の調整、指導の分担と調整
- (ウ) 研修担当：研修計画の立案、校内研修の実施
- (エ) 進路指導主事：職業や自己の将来に関する学習にかかわること
- (オ) 学年主任：学年内の連絡・調整、研修、相談

- (カ) 総合的な学習の時間担当：総合的な学習の時間の企画・運営・実施
- (キ) 図書館担当：必要な図書の整備、生徒の図書活用支援
- (ク) 機器担当：情報機器等の整備及び配当
- (ケ) 安全担当：学習活動時の安全確保
- (コ) 養護教諭：学習活動時の健康管理、健康教育にかかわること
- (サ) 栄養教諭：食育にかかわること
- (シ) 事務担当：予算の管理及び執行などがその役割としている。

6. 2. 2 校内推進委員会の設立

総合的な学習の時間の全体計画等の作成や評価、各分担及び学年間の連絡・調整、実践上の課題解決や改善などを図るため、校内推進委員会の設立をあげている。これは、関係教職員で組織するものであり、構成委員の事例として、教頭、教務主任、研究担当、道徳教育担当、特別活動担当、学年主任などをあげている。協議内容によっては、養護教諭、栄養教諭、図書館司書、情報教育担当、国際理解教育担当などを加える場合もあるとしている。

6. 3 環境整備としての学校図書館

環境整備の中で、資料提供や資料の保存という学校図書館の機能と施設としての学校図書館の役割に関して、情報環境とは別に一項目を割り、学習中での疑問に対して、身近に必要な情報を収集し活用できる環境をとって学校図書館があり、問題の解決や探究活動に主体的に取り組んだり、学習意欲を高めたりする上で、学校図書館が読書センターや学習センター・情報センターとしての機能を担う中核的な施設であると記している。そのため、学校図書館には、総合的な学習の時間で取り上げるテーマや生徒の追求する課題に対応して、関係図書を豊富に整備する必要がある。学校図書館の蔵書の限界を、公立図書館が便宜を図ることによって、学習状況に応じた図書の拡充をおこなっていることや、学校の求める図書を定期的に配送するシステムをとっているところもあるとし、公立図書館と一体となって学習・情報センターとしての機能を高めることにも言及している。

学校図書館では、生徒が必要な図書を見つけやすいように日ごろから図書

を整理したり、コンピュータで蔵書管理したりすることも有効である。図書担当には、学校図書館の物的環境の整備を担うだけでなく、参考図書の活用にかかわって生徒の相談に乗ったり必要な情報提供をしたりするなど、生徒の学習を支援する上での重要な役割が期待されている。

教師は全体計画及び年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、授業で活用する際にも図書館担当と十分打合せを行っておく必要があると教師に学校図書館の計画的な活用を促している。

また、総合的な学習の時間において生徒が作成した発表資料や作文集などを、学校図書館等で蓄積し閲覧できるようにしておくことも、生徒が学習の見通しをもつ上で参考になるだけでなく、優れた実践を学校のよき伝統や校風の一つにしていく上で有効であることにも触れている。

7 解説書上の学校図書館と情報に関する表記

学校図書館に関する表記を取りあげてきたが、ここでは、次の3点を取りあげ、感想を述べる。

7.1 学校図書館スタッフの呼称

学校図書館法の改正で、付則はあるものの司書教諭の配置も決定したが、教育課程に関わる学習指導要領の中にその記述はみられず、「図書館司書」、「図書館担当」という曖昧な表現が用いられている。図書館司書とは公立図書館の司書有資格者に用いられ、学校図書館の場合は、司書教諭や俗称であるが学校司書が用いられる。また、学校司書を用いない場合は、学校図書館担当事務職員という表現が用いられる。学習指導要領では、なぜ図書館司書という呼称を用いるのか。それは、学校図書館が未だ探究学習を一館では支えられず、公立図書館の協力を仰ぐのが、必要不可欠であると理解しているからではないだろうか。公立図書館との連携は謳われているが、非力な学校図書館を資料だけでなく、司書が学校に出向きガイダンスをおこなうなどして公立図書館が支えるという構図が出来上がっている。このために、図書館司書という呼称を用いるのではないか。探究型の学習のために学校図書館が整備

されてくると、学習センター、教材センターとしての役割が明確になる。公立図書館には公立図書館の役割があり、双方の役割はそれぞれ独自の役割を持つことが明確になる。今後探究型の学習が重要になるなら、学校図書館の探究型学習のためのネットワーク体制が必要となる。

7. 2 学校図書館と図書館スタッフの役割

学校図書館の任務は、未だ従来の紙媒体の資料の取扱いとその活用法の指導とするような偏重が見られる。現学習指導要領の改訂で教科情報が設置されるのに先立ち、「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」の1998年の最終報告⁽²⁾の中では、司書教諭とのチーム・ティーチングや司書教諭の役割の明確化や資質の向上について触れられているが、この解説書では、学校図書館の教師が関わる記述はない。チーム・ティーチングは課題に関連する教科担当者間の連携によるものとされている。このチーム・ティーチングは課題に関係する教科の教員同士のものであり、教科教員と図書館の教員、つまり司書教諭とのものではない。これらの情報探索の過程における指導をどのようにおこなうかについて、学校図書館や図書館の教員が支援するような記述は少ない。授業で教員と司書教諭がチーム・ティーチングをおこなう記述などは皆無である。このことから、学校図書館の教員は総合的な学習の時間では、その時間に必要な資料を準備し整えるが、総合的な学習のような学びに積極的に関わらず、教員や生徒が利用しにくのを待っている受動的な存在としての認識である。しかし、学校図書館は資料が重要なだけでなく、「図書館担当」と曖昧に表現される図書館スタッフでなく、書誌情報などにおいて、専門的知識を有する図書館専門教員の存在が必須である。その人を媒介して、資料を提供されたり、資料探しの助言を受けることで、生徒は図書や情報の探索・検索を含む情報の活用の過程を習得し、課題の解決は、担当教員からの助言・指導で課題解決のための思考のプロセスを学び、自然に双方の能力を身に付けるのである。このようにチーム・ティーチングに司書教諭も含まれることが重要である。生徒にとって一番身近な図書館である学校図書館の人的整備も大切である。

7. 3 情報の定義とその活用

情報の定義は、広義のもので「判断や意思決定、行動を左右するすべての事柄」とし、言語や数字など記号化されたものからも得ることができ、具体物とのかかわりや体験活動など、事象と直接かかわることによって得ることもできるものとしている。このことから、学習を探求的なものにするための学習プロセスに、課題の設定から情報の収集、整理・分析、まとめ・表現といういわゆる情報探索の過程を踏まえることを明記している。しかし、体験を重んじる学習活動では、生徒の個人の体験という主観的な情報を客観的、科学的な情報として理解するには、直接的なインタビューのような相手が見える状況で得られる情報の活用だけでなく、関連する発言を幅広く集めている図書のような印刷資料や図書以外の資料による一般的な情報と照らし合わせ、直接得た情報がどのような立場を代表して発せられているかなど検証することも必要である。時によっては、情報の取捨選択も必要になる。現段階では、資料の整理・分析に関しての文言はあるが、分析の定義が広義すぎる。情報の分析と評価を考える必要がある。選書するとき、資料そのものの価値を、情報の発信者（出处）、出版社、出版年などの書誌的な事項を内容とともに評価している。このような過程が探求的な学習には必要である。生徒は課題を決めるまでに悩み、多くの時間を費やす。課題のための情報をさがすことに先立ち、探究的な学習の課題を決めやすいような、参考資料も必要で、それらの活用方法を指導することが大切である。現在探究学習を実施していても、その評価となると発表された内容と発表までの学習態度が対象となっている場合が多い。しかし、今後はどのような情報を活用することで結論を導き出せたか、理解できたかなどの情報活用の過程も発表の対象となり、評価の対象となるほうが、異なった課題に取り組むとき、応用が利く。

おわりに

今回の学習指導要領の改訂に関する説明会での説明とそのとき配布された解説書の文言から、総合的な学習の時間についてみてきた。当時、学校図書館界では、「学校図書館が期待される」と総合的な学習の時間の導入は期待

され歓迎された。しかし、学校現場では、現行の学習指導要領での教育課程が始まった当初から、総合的な学習の時間についての混乱が続き、次の学習指導要領の改訂では、総合的な学習の時間はなくなると予想されていた。しかし、総合的な学習の時間はなくならなかった。

これから、新学習指導要領に関して、解釈を加えたさまざまな解説書や新学習指導要領を基にした教育関係図書を目にする事になろう。今回筆者は文部科学省の解説書を読み解くことで、文部科学省の学校図書館に対する認識を読み取りたいと思った。そのことから、当日配布された資料を多く引用することになり、本稿は報告書の域をでるものにはならなかった。

今日の情報社会では、既知の情報を質問に答えるようする情報処理力より、学んだこと、知ったことから蓄積してきた知識、経験、技術のすべてを動員して、自分自身の意見を編集し、相手に伝わるように表現し、自分も相手も納得させられる答えを導く「情報編集力」が求められているのである⁽³⁾。このことを総合的な学習の時間の解説書は、詳細に伝えようとしている。学校図書館法が改正されて10余年経っても、未だ学習指導要領に司書教諭の文言は明記されない。情報基盤社会といわれ、メディアも図書からデジタル化されたものまでを収集する時代になっても、役割は依然図書中心の収集が主とされる学校図書館とは何だろうか。この時代に必要な教育の中に組み込まれないのはなぜだろうかという思いが頭を離れない。同時にこの解説書がスタートラインとすれば、今後、学校図書館の実践報告や発表によって、学校図書館が教科の学習をはじめとする学習活動に不可欠なもの、重要なものであると学習指導要領に詳しく記載される時代がくるのではという淡い期待も抱いている。

注

- (1) 学習指導要領によれば、「たんきゅう」を「探求」と表記しているが、図書館学や教育学では「探究」と表記することが多い。広辞苑第五版によれば、「探究＝物事の真の姿をさぐって見きわめること。探求＝ある物事をあくまでさがし求めようとする。探索。」とある。筆者は、児童・生徒が自発的に興味、関心から疑問を持ち、その真理をつきとめようとする

る態度を適切に表現する「探究」を用いる。

- (2) 文部科学省 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進などに関する調査研究協力者会議「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告）」1998/08答申 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて（本文）第Ⅱ章 情報化に対応した教育環境等について 3 具体的な改善方向（4）指導体制の充実について iv 学校内体制の整備・充実（司書教諭の役割）がある。

20090522 検索日

- (3) 藤原 和博『新しい道徳』ちくまプリマー新書 筑摩書房 2007
2003年東京都で民間人で初の公立中学校校長となった。

参考資料

- (1) 文部科学省、京都府教育委員会作成平成20年度中学校新教育課程京都府説明会資料 平成20年8月18日 京都府総合センターで実施された説明会の配布資料
- (2) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』文部科学省 平成20年7月

(いえき きよみ。2009年5月30日受理)